十三条第三項中「第四十条の二第一項」とあるのは「第七十三条の二第一項」と、第二十四条第三項中「第四十一条第一項」とあるのは「第七十四条第一項」と、第二十五条第三項中「第四十二条第一項」とあるのは「第七十五条第一項」と読み替えるものとする。

3　（略）	3　（略）

（老齢福祉年金支給規則の一部改正）

第三条　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（個人番号の変更の届出）	
第七条の二　老齢福祉年金の受給権者は、その個人番号を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	（新設）
一　氏名、生年月日及び住所	
二　変更前及び変更後の個人番号	
三　個人番号の変更年月日	

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第四条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	
（個人番号の変更の届出）	
第七十六条の二の二　受給権者は、その個人番号を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	（新設）
一　氏名、生年月日及び住所	
二　変更前及び変更後の個人番号	
三　個人番号の変更年月日	

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（受給権者の異動の届出等）	（受給権者の異動の届出等）
第五十三条　（略）	**第五十三条**　（略）
2～6　（略）	2～6　（略）
7　受給権者は、その個人番号を変更したときは、速やかに、氏名、生年月日、住所、変更前及び変更後の個人番号並びに個人番号の変更年月日を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	（新設）

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（個人番号の変更の届出）	
第九条の二　受給資格者は、その個人番号を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届書を、速やかに、機構に提出しなければならない。	（新設）
一　氏名、生年月日及び住所	
二　変更前及び変更後の個人番号	
三　個人番号の変更年月日	

附　則

この省令は、平成三十年三月五日から施行する。

○防衛省令第一号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十二号）の施行に伴い、及び自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第十三条の規定に基づき、方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二日

防衛大臣　小野寺五典

方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則の一部を改正する省令

方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則（昭和三十四年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）に傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。